

平成 29 年度

熱海市震災復興都市計画行動計画策定業務委託 特記仕様書

(適用)

第 1 条 本仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が委託する「熱海市震災復興都市計画行動計画策定業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

(目的)

第 2 条 本業務は、地震、津波等により、本市が被災した際、緊急かつ重点的な復興が必要と判断された地区（緊急復興地区）を被災市街地復興推進地域に指定し、市街地等の創造的復興を図る場合に、庁内関係各課が実施・連携すべき一連の事項を行動計画として策定することを目的とする。

(通則)

第 3 条 受託者は、この業務を遂行するにあたり、熱海市業務委託契約約款、業務委託設計書、業務委託契約書、本仕様書のほか、下記の関係法令等に基づき、委託者と常に密接な連絡を取り、適正かつ誠実に業務を行わなければならない。

- (1) 都市計画法
- (2) 建築基準法
- (3) 被災市街地復興特別措置法
- (4) その他関係法令等

(対象区域)

第 4 条 本業務の対象区域は、熱海市全域（都市計画区域）とする。

(提出書類)

第 5 条 受託者は、契約締結後、速やかに次の各号に掲げる書類を指定期日までに提出し承認を得なければならない。業務実施中の記録資料として、業務日報等を常備して委託者より提出要求がある場合は、直ちに提出しなければならない。

- (1) 業務委託着手届、兼業務代理人等通知書
- (2) 業務代理人等経歴書
- (3) 業務実施計画表
- (4) 業務計画書
- (5) 業務委託完了報告書
- (6) その他委託者が指示する書類

(秘密の保持)

第6条 受託者は、成果品及び本業務の実施中に知り得た各種事項については、個人情報保護法に基づき、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、委託者の個人情報に関する規定を遵守すること。

(疑義)

第7条 本業務を実施するにあたり、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者・受託者協議の上、取り決めるものとする。

(成果品の検査)

第8条 受託者は、本業務を完了したときは、委託者の検査を受けた後、成果品を委託者指定の場所へ納入する。検査完了、引き渡し後であっても、成果品の内容等に不備又は誤りが発見された場合は、受託者の責任と費用負担によって、速やかに成果品の訂正、補足をしなければならない。

(成果品の帰属)

第9条 本業務の成果品は、すべて委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく公表、貸与及び使用してはならない。

(業務の内容)

第10条 本業務は、建築基準法、都市計画法及び被災市街地復興特別措置法など、都市復興を図るための各種法制度の内容を体系的に整理した上で、復興事業に着手するまでの具体的な行動内容・手順や留意すべき事項、また庁内関係各課が連携すべき事項や想定される課題等について、発災日を基準日とする時系列フローとして作成するものとする。また、庁内において、これらの手順や留意事項等についての認識の共有化を図るため、関係各課による庁内協議会を開催し、必要な資料の作成と会議の運営支援を行う。

(1) 震災復興都市計画行動計画策定

下記項目により、震災復興都市計画に関する実務手引きを作成する。

- ①策定の目的・背景、位置付け等の整理
- ②関係法令、制度の整理
- ③震災復興都市計画行動計画の策定
- ④計画運用上の課題の整理

(2) 庁内協議会の運営支援

庁内協議会の資料を作成し、庁内協議会へ出席するとともに議事録を作成し、意見として取りまとめを行う。庁内協議会は、3回程度開催する。

(3) 報告書とりまとめ

前述までの作業内容を取りまとめ、業務報告書を作成する。

(4) 打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時（2回）、成果品納入時の4回を標準として行うとともに打合せ記録を作成する。

(成果品)

第11条 本業務の成果品は次のとおりとし、納入先は、熱海市役所観光建設部まちづくり課とする。

(1) 業務報告書 2部

(2) 上記電子データ 2枚

(3) 震災復興都市計画行動計画製本版 10部

(4) その他委託者が必要とする資料 2部